

調査報告書の疑問点について

以下に、死亡にかかる調査委員会がまとめた調査報告書の疑問点を説明する。

	項目	調査報告書	解説
1	第1章 調査委員会の立ち上げ 1節 調査委員会について (1) 趣旨	① 死亡に至った経緯及び背景を明らかにする ② 再発防止に向けた提言に関すること ③ 東広島市教育委員会教育長に報告すること 目標の記述なし	文科省の指針では一般的な設置目的及び目標を以下としている。 【目的】 ① 今後の再発防止に活かすため ② 遺族の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため ③ 子どもと保護者の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため ※遺族や子ども保護者が事実に向き合うための調査ではなく、教育長の報告することを目的とされ、調査のスタンスにズレが生じている。また、今後の再発防止へ活かすという思いが弱いいため、一般的な提言に留まっている 【目標】 ① 何があったのか事実を明らかにする ② 自殺に至った過程をできる限り明らかにする ③ 今後の自殺防止への課題を明らかにする ※文科省の指針では、何があったのか自殺に至った過程をできる限り明らかにし、その事実に基づいた自殺防止への課題を整理し再発防止を図ることが目標とされている。目標が無いことが原因となり、事実を明らかにしないまま、第1章1節自殺に至った経緯が中途半端な形で事実認定できないまま記述されている。
2	第1章 調査委員会の立ち上げ 2節 調査の経過 (2) 関係者への聴取等	亡くなった当日の様子をはじめ小学校時代、中学校時代以降の生活態度や生徒指導に関すること、学校の指導体制について教職員等へ聞き取りを実施した。 【アンケート】 ○教職員 26名(回収14名)回収率53% ○生徒 108名(回収73名)回収率67% ○保護者276名(回収159名)回収率57.6% 【聴取】 ○教員9名(小学校教員含む、Z教員、W教員2回) ○生徒11名(野球部9名、他2名) ○保護者3名	調査の指針では収集された情報が、どの程度確かなものなのか下記2点にて信憑性を確認することとしている ・量的に十分であるか(聴取人数やアンケート回収率など) ・質的に十分であるか(必要な情報が十分に得られているか) ① 教員へのアンケート回収率が低すぎる。アンケートの回収率が低いことは、学校が調査に協力する姿勢が疑われる。また、教育委員会は調査協力について指導していないのか疑問である。 ② 生徒の聴取人数が少ない。何があったのか明らかにするには、当日の指導や息子の日頃の学校の様子について少なくとも2年生全員を対象とし聴取されるべきである。 事実解明のための情報収集が量的・質的に不十分である。
3	第2章 分析評価 2節 死に至った経緯 報告書範囲の限定 (4ページ)	平成23年11月に受けた生徒指導規定に基づく特別な指導は、「真に納得が得られていたのか、特別な指導のやり方等に問題がなかったのか、それ自体に検討を要する必要がある」としながら、1年後に起こる自殺との直接的な関連性を認めることは困難であると判断し、検討から除外している。 自殺に至った経緯及び背景を明らかにするという目的からすると相違が生じている。	資料No.28 文科省のリーフレット「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」では、自殺はある日突然訪のではなく長い時間かけて徐々に危険な心理状態に陥っていくのが一般的とされています。また、じっくりと背景を理解しようとしなければ本質が見えてこない自殺もあります。自殺に至る過程を丁寧に探ることではじめて、自殺に追い込まれる心理の解明や適切な予防策を打ち立てることが可能になるとしています。調査委員会は当リーフレットを参考にしているのであれば、野球部顧問との関係の始まった1年生の時から検討の対象とするべきである。 息子は特別な指導後に「学校に行きたくない」、「部活を辞めたい」と話したため、両親でクラブ顧問を訪ね相談しました。この指導を受けた経験が背景要因になっていないのか明確にする必要がある。
4	【9月～10月の間で日時は未定とされている出来事】 (4ページ)	A君が眠っている時にZ教員が文房具を移動した事案が全て記述されていない。この情報は、アンケート調査等から比較的近い出来事と記述されているものの、付記としての記述に留まっている。	A君は数学の授業中にZ教員から文房具を隠された状態でZ教員からノートの丸付けを指示されているがその事実が隠されている。また、A君はこの事案でZ教員に対し憤慨していたと生徒から聞いている。このことが箒を折る原因になった可能性も考えられる。この指導の様子については学校資料No.17「12月18日(火)1校時野球部2年生生徒(9人)との話：会議室(教頭対応)」に記録されている。
5	【10月5日(金)文化祭前日の掃除】 (4ページ)	教員からの情報と生徒からの情報に大きな相違が生じているが、そのまま併記する形となり、何があったのか事実が明らかになっていない。調査委員会として直接的な関連性を認めた事案に対しても事実確認ができていない。	事実確認があいまいである。事実確認の調査が不足していることにより認定できなかったと推察できる。文科省の指針で一般的な調査の目的として示されている。「何があったのか事実を明らかにする」「自殺に至った過程をできる限り明らかにする」ことを追求されていない。情報の信憑性を評価する基準が疑問である。
6	【10月24日(木)】 (7ページ)	7ページ教頭とA君の会話が「箒じゃなく野球のバットでも投げなのか?」という不自然に始まっている。また、学校の記録と比べると言葉の削除や追加によりニュアンスが変更されている。	学校等作成資料No.5【箒の破損に関する指導概要】では、教頭が「何があつて箒を壊したのか」という問いに、A君は「平石先生に怒られて、腹が立って投げました。」「笑ったと注意をされたが、自分だけが許してもらえなかったの。」と箒を破損した理由について回答しているが記述がない削除されている。事実経過として削除される内容ではない。 また、学校資料と比べると上記に加え以下の言葉が追加されニュアンスが大きく変更されている。 ○A君の言葉「怒られるのが嫌だった(怒られると思って隠した)」 ○W教員の言葉「素直に謝れなかったところじゃないのか」「エースピッチャーがこういう状態になるというのは、チームにとって痛い。」 学校の記録にあるA君の言葉が変更や削除されるのはどういった基準で評価されたのか疑問である。また、教員の言葉も同様である。

7	(11～12ページ)	教員の話は(教員からの情報)として取り扱い、 A母の話は情報としてではなく「A母の話」 として掲載されている。	教員の話は情報として扱い、母親の証言は「A母の話」として掲載するに留まっている。これでは 公平、中立な立場で聴取、分析評価が行われているとは認められない。
8	(12ページ)	これまでかなり指導がなされたこと、別室指導に値しないA君が反省していることを踏まえて、教頭の判断で この日特別な指導はしないこととなった。	この日特別な指導はしないこととなった。とあるが学校等作成資料No.3【平成24年10月5日の指導記録】では、「 半日の別室指導と反省文を書かせることとした。 」とはっきり記載されており、生徒指導規定では「特別な指導の内容として個別反省指導(反省、振り返り)が定められており 再発防止の為の具体的な約束や展望を持たせる。 宣誓文章作成も記載されている。 A君は半日間授業を受けずに反省文を書かされており、特別な指導は行われている ため記述が誤っている。
9	(12ページ)	「学校が行った生徒への面談から、この事件以降に、A君の「死にたい」という発言があったとの証言がある。」と記述されている。	この言葉は とても重要 であり、 A君が、いつ、どこで話したのか事実を明らかにする必要がある。 学校等作成資料No.9 2年生生徒への個人面談(10月30日実施)では、 箒の件以降「死にたい」という発言があったが、何を言っているんだという対応をした。かぼちゃの件でも「死にたい」という発言。 学校等作成資料No.10 心のケアに関するアンケートでは(11月22日実施)では、 怒られた日に「死にたい」と泣きながら言っていたらしい。野球部の練習が終わって「自殺した方がいいかね」と証言がある。 当日以前にもSOSを出し相談しており、報告書の友人に相談することはなかったとの記述は誤りである。
10	(12ページ)	10月24日帰宅してから10月29日の事件当日に登校するまでの家庭での様子について	10月24日から10月29日の事件当日までの 息子の家庭での様子を調査委員会へ証言し、10月27日に自宅で素振りをする様子をビデオで見せているが、【家庭での情報】として取り扱い記述されていない。 また、29日の夕方に母が友人に指導を受けていると聞き学校へ迎えに行き、病院に着くまでの経過も書面として提出している。
11	【10月26日(金)】 (12ページ)	① 試合に出場するメンバーが発表されたとある ② 背番号18番をもらった時に、A君は「意外ともらえた」とびっくりしていた。	① 背番号が発表になっただけである。息子は、試合に出場できないと思っており、その事は27日(土)の試合当日にアイシングを持って行かなかった事からも容易に判断できる。 試合に出場するメンバーは発表されていない。記述が誤っている。 ② 学校等作成資料No.9【2年生への個人面談(10月30日実施)】(同日のアンケート)では、「 ①はあげんと言われショックを受けていた。 」(①は背番号1)という証言があるが、記述されていない。思春期のA君が大勢の生徒の前での強がってみせた「意外ともらえた」という言葉のみを認定し、「 もう俺は終わった 」と追い詰められていた14歳の子供である本当の息子の気持ちに向き合っていない。
12	(12ページ) (資料)	A君は日誌に「学校生活のことでチームに大きな迷惑をかけた。」	調査委員会に 日誌を貸出していたが、 参考資料としての記述がない。また、昨年の12月22日、24日遺族側の資料として「 息子はどんな子だったのか 」や「 野球部の生徒がまとめた記録 」や「 息子の家庭での様子 」を記載した書面など 6つの資料を提出しているが記述が無い。 また、兵庫県川西市オンブズパーソンのいじめ自殺調査報告書と大津のいじめ自殺報告書を参考資料として提出している。
13	【10月29日(月)】 (13ページ)	① (1校時後)休憩:A君は、生活ノートの日記を書いていなかったのので、X教員はノートを渡した。その場ですぐに記入し、提出。 ② (給食後)休憩:13時05分のチャイムを待たずにトイレに行った。「教室を出るときには、声を掛けてね。」	① 学校等作成資料No.6【2年生生徒(Aくん)への当日の指導について】では、X教員との会話とA君は楽しみにしていた修学旅行のガイダンスについて書いていた事実が削除されている。 ② 学校等作成資料No.6【2年生生徒(Aくん)への当日の指導について】では、「チャイムが鳴るまでは教室に居ようね。トイレのがまんができなかったら私に一言伝えてね」という言葉が「教室を出るときには、声を掛けてね」という言葉に変えられている。また、この記録は休憩時間ではなく、給食時間として記述されるべきである。 この2点が隠されることで、指導まではA君が元気だったという事実がニュアンスを変え伝わってしまう。
14	【10月29日(月)】 15:15 (13ページ)	A君は、D君たちとカボチャで遊んでいた。A君はD君たちを笑わせるためにカボチャを置いた。	事実として、A君たちがカボチャをどのようにして遊んでいたのか明らかにする必要がある。 A君たちが行った行動とA君に対する指導を分析評価する上で重要なポイントである。また、 どんな状況の中でどのような経緯で指導が始まったの明らかになっていない。
15	(13～14ページ)	教員からの情報と生徒からの情報に相違が生じているがそのまま記述されている。	教員からの情報と生徒からの情報に相違が生じているが、そのまま併記する形となり、事実確認があいまいである。事実確認の調査が不足していることにより認定できなかったと思われる。文科省の指針で一般的な調査の目的として示されている。「 何があったのか事実を明らかにする」「自殺に至った過程をできる限り明らかにする 」ことを追求されていない。
16	(14ページ)	C君が「A君がいたずらで置きました」	学校等作成資料No.6【2年生生徒(Aくん)への当日の指導について】では、C君の言葉は「 ふざけて置いた 」と記述されているが、報告書では「 いたずらで置いた 」に変更されている。 ニュアンスが変わっている。 また、C君の言葉が教員からの情報として記述されており、 聴取の際C君へ確認し、C君の情報として記述すべきである。
17	(14ページ)	A君は掃除中に「やばい」とずっと言っていた。	A君の話した「 やばい 」という言葉は 追い詰められた状況がうかがえるが、何に対して「やばい」と伝えているのか分析されていない。 A君の心理状況の分析がしっかりとなされていない。

18	(16ページ)	野球部員たちは <u>指導中W教員が机を蹴っていた</u> ことを目撃している。 W教員：「学校生活がきちんとできないのであれば部活をする資格はないわ。」 <u>「グラウンドに来る必要はない」</u> A君：「はい。もう一度やらせてください。」 W教員：前も聞いたから、もう知らんわ。出とけ、家に帰れ。」	学校等作成資料No.19 聴取記録（平成24年10月30日実施）【Z・Y・X・W教員：警察からの聴取内容について】には、W教員自身の証言として、「 <u>グラウンドに来る必要はない</u> 」という言葉が記録されているが、その言葉が隠蔽されている。
19	第2章 分析評価 2節 死に至った背景・要因 1. 生徒（A君）の特性等について (18ページ)	① 野球はA君にとって生きがいの一つであることは疑う余地がない。そのため、部活動指導教員であったW教員の判断により野球が続けられなくなることは、A君にとって多大な苦痛を自覚することにつながったと思われる。 ② また、A君自身が学校生活で何らかの問題を起こすことで試合に出られなくなるなど、他の部員たちに迷惑をかけることも、極度に恐れていた様子が見受けられる。	① エースピッチャーを努め家庭で自主練習を行うなど野球に対する高い積極性が認められる。野球はA君にとって生きがいの一つであることは疑う余地がない。と断言し根拠を示し記述されているので理解できる。 ② 他の部員に迷惑をかけることも極度に恐れていたことには根拠が示されておらず、 <u>何を根拠に記述されているのか理解できない</u> 。いつのどの大会に出場できなくなり、A君が「他の部員に迷惑をかけた」と言ったのか事実の根拠として記述すべきである。
20	(18ページ)	A君はまじめで「ストイック」な面があったようである。別室指導が行われた際にも、自分の言葉でしっかりとした反省文を書くことができていた。	そもそも、指導を受け反省文を書く時には誰でも「ストイック」な気持ちになるはずである。 <u>反省文をしっかりと書けたことだけで息子の特別な特性として「ストイック」と認定するのは疑問であり根拠として乏しい</u> 。反省指導中は誰もストイックになるのではないか。
21	(18ページ)	10月25日に別室指導で書いた反省文の4つのことを「 <u>決意</u> 」を述べている。	生徒指導規程（11条）では特別な指導における取り組みとして、 <u>再発防止の為の具体的な約束や展望を持たせる</u> としています。反省文に記述したことはA君の「 <u>展望</u> 」である。また、報告書12ページ【10月25日（木）】の記述を見ると反省文は <u>担任のX教員が支援しながら記述</u> させられており、 <u>2・3校時の休憩時間にも確認するが書いていなかった</u> ことから自分の気持ちを決意として述べられたとは断言できない。納得できない形で筆を折っており、 <u>強制的に反省文を書かされ、嫌な気持ちを抑えながら記述した可能性が高い</u> 。
21	(18ページ)	① 10月29日にカボチャを廊下に置いたことについて、Z教員に自分が置いたということを正直に言うことができなかった。Z教員には「もう知らない、W先生に言う」と言われ、野球が続けられなくなることへの不安が極度に高まった可能性が考えられる。 ② 同時に、自分で自分が立てた決意を裏切ることになってしまったことで、自責感が高まり、「死んだほうがええんかね」という言葉を発するに至った可能性も考えられる。	① 野球はA君にとって生きがいの一つであることは疑う余地がない。と断言し根拠を示し記述されているので理解できる。 ② 自殺に至った経緯では事実がはっきりしていない。生徒の情報ではA君は何も嘘をついておらず一方的に叱責を受けているように思われる。 <u>自分がいくら反省や努力をしても教員たちには理解してもらえないという絶望感より</u> 、一方的に叱責、部活顧問に伝えられたことにより「死んだほうがええんかね」と言葉を発した可能性もある。 何があったのか事実を明らかにし、その根拠に基づき分析評価しなければ真実は見えてこない。
22	(18ページ)	A君が「ガラスのハート」を持っていたという報告も認められた。A君は、一見やんちゃで元気に見えるが、実際には傷つきやすい繊細な心理的特性を持っていたのかもしれない。	左記のことは、 <u>思春期の子ども全てに言えることである</u> 。アンケートに書かれた「ガラスのハート」を持っていたという報告はどのような根拠を示し報告されたのか、 <u>専門家としてはこの報告をどう捉えたのか明確に記述すべきである</u> 。 <u>この報告書は、思春期の子どもにいえる一般的な特性が息子特有の特性として述べられている。分離して考えなければ再発防止の課題としてぶれてしまう。</u>
23	(18ページ)	A君は、Z教員以外にも複数の教員から注意を受けることがたびたびあった。しかし、A君は、 <u>なぜ自分だけが注意されるのか、納得していなかった</u> 。このことが、学校生活において問題となるような行動を繰り返し、 <u>注意されるような事態を何度も引き起こしてしまつた一因になっている可能性が考えられる</u> 。なぜ自分だけが注意を受けるのか、 <u>不公平感を強く自覚していた</u> のである。	この記述にある日々行われていたA君が <u>問題となるような行動を繰り返し、注意されるような事態を何度も引き起こしてしまつた一因になった指導こそが背景要因ではないのか</u> 。その原因となった注意は何なのか、 <u>なぜA君だけが注意されることになっていたのか、なぜ納得できなかったのか明らかにしその中から課題を見つけなければ、再発防止に活かされない</u> 。
24	(19ページ)	<u>以上をまとめると</u> 、A君は教職員からの指導に対して強い不満を持っており、W教員に報告されることで野球が継続できなくなり他の部員に迷惑をかけることを極度に恐れていたと思われる。	「部活動指導教員であったW教員の判断により野球が続けられなくなることはA君にとって多大な苦痛を自覚することにつながった」ことが <u>まとめとして削除されている</u> 。この判断の根拠は何なのか示す必要がある。 T. E. Joinerの『自殺の対人関係理論』では、このような心理状態を「 <u>所属感の減弱</u> 」、「 <u>負担感の知覚</u> 」と呼び、これらが自殺を引き起こす要因となることを指摘している。ことから、 <u>A君が「部活動指導教員であったW教員の判断により野球が続けられなくなることはA君にとって多大な苦痛を自覚することにつながった」ことは客観的に明らかである</u> 。

25	(19ページ)	<p>このような苦しさを他人に相談することができていなかったことも自殺に至った背景要因の一つとして考えることができる。</p> <p>自殺を執行した10月29日には、2名の野球部員に自殺を示唆する言葉を漏らしているが、<u>それ以外に、A君から本人のつらい状況について相談を受けた生徒は存在しなかった。</u></p>	<p>記述の10月29日の経過をたどると以下ようになる。この中で、A君は3回もSOSを出している。4人の教員に指導されており、部活にも参加させてもらえず他の生徒から隔離された状態となっており物理的にいつ相談できたのか疑問である。他の部員と一緒に下校していれば相談できたと言える。客感的に見て、<u>SOSに気づいてあげられなかったことが背景要因であり、なぜ、気づいてあげられなかったのかを明らかにしなければ再発防止には繋がらない。当日に、それ以外に生徒に相談をしていれば変化に気づき息子を救えたという根拠があるのか疑問である？客観的にみてW教員の判断により野球が続けられなくなりA君が多大な苦痛を自覚するような指導方法が大きな要因ではないのか疑問である。</u></p> <p>【15:15】カボチャの指導をされ、その後、掃除を行う 掃除後、<u>B君にSOSを出す</u></p> <p>【15:35】ホームルーム</p> <p>【16:00】ホームルーム後、担任X教員の指導を受ける A君グランド行き替えながら<u>B君にSOSを出す</u></p> <p>【16:20】野球部が礼をする場所に行った、<u>E君にSOSを出す</u> その後、ランニング中にW教員に呼び止められ指導</p> <p>【16:30頃】A君倉庫に入る</p> <p>【17:15】Y教員の指導</p> <p>【17:30】他の生徒下校</p> <p>【17:45】<u>A君絶望感の中一人で下校</u></p>
26	(19ページ)	<p>なお、A君には学校内外で他の生徒からいじめを受けていたという事実は一切確認することができなかった。</p>	<p>学校等作成資料No.17【12月18日(火)1校時野球部2年生生徒(9人)との話に】 Z教員の陰湿な指導を受けていたと証言があるはずである。</p>
27	2 学校の指導について (1) 生徒理解に基づく指導 (19ページ)	<p>A君がカボチャを廊下に置いたことへの指導において、こうした事案の場合、「いじめ」の兆候である場合もある。Z教員はこの行為がこれに当たる可能性があるかと判断し指導を行ったと思われる。</p>	<p>調査委員会が、報告書に記載の経緯において「いじめ」の兆候である場合もある。と判断するのはおかしい。Z教員に聴取し、<u>Z教員の情報として記述されるべきである。</u>C君自身が息子の行動を「いじめ」と受け止めたのが重要であり、「いじめ」でないのであれば、<u>憶測を伴った一方的な指導であったと考える。</u>また、経過に記述されている指導内容が「いじめ」の対応として妥当だったのか大きな疑問である。</p>
28	(3) 野球部における指導体制 (21ページ)	<p>日頃の指導体制として、W教員は、部活動も教育の一環として、日々の学校生活をきちんと行えることが前提と理解した上で指導を行っていたことが認められる。このこと自体は正当である。さりとして、やる気を失わせる声掛け等を行うことは適切ではない。</p>	<p>学校生活において指導を受けた時には、<u>部員はどの様なルールで顧問へ報告し、どういった指導がなされていたのか具体的な記述がない。</u>日常的に行われていた「やる気を失わせる声掛け」とはどの様な言動のことなのか具体的に記述が必要である。</p> <p>【当日、A君に対する声掛け】 机を蹴飛ばし、大声で怒鳴りながら 「部活をする資格がない」 ※「グランドに来る必要はない」 「もう知らんわ、出とけ、家に帰れ」 ※学校等作成資料No.19 聴取記録(平成24年10月30日実施)【Z・Y・X・W教員：警察からの聴取内容について】より記載あり。</p>
29	(4) 自殺当日の指導 (22ページ)	<p>「帰れ」と言う言葉は、野球部というA君にとって重要な集団から排除されてしまったという認知を醸成した可能性がある。</p>	<p>「帰れ」という言葉だけではなく指導中W教員が<u>机を蹴り大声で怒鳴り、A君にとって生きがいの一つであり疑う余地がないほどの大切な野球を「部活をする資格がない。」、「グランドに来る必要はない」と言われ、A君が「もう一度やらせてください」と願い出るも「前にも聞いたから、もう知らんわ。出とけ、帰れ。」と言われたA君の心理的状況はどうだったのか分析評価がした結果が記述されていない。</u>大切なものを失ったA君の喪失感、一方的な部活停止という懲戒に対する絶望感があったのではないか。また、W教員の<u>暴力的な指導により死ぬほどの恐怖を感じたのではないか。</u>Y教員にA君が話した「先生に諦められている。何もできない。」という絶望感を表現している言葉はW教員の指導と関連があるのではないのか? 「部活をする資格がない」、「グランドに来る必要はない」という言葉は「帰れ」と比べると自尊心を失わせ、もっと「所属感の減弱」を自覚させる言葉であるのではないのか。なぜ、分析評価しないのか。</p>
30	(22ページ)	<p>もし、Y教員が『教師が知っておきたい子どもの自殺予防』に掲載されているような子どもの自殺直前のサインについて熟知していれば、TALK(Tell Ask— Listen Keep safe)の原則に従って、本人の気持ちや思いを傾聴するような関わり方をすることができていただろう。</p>	<p>A君に対して、Y教諭はどの様に傾聴する必要があったのか。具体的に示さなければ伝わらない。</p> <p>参考資料No.28「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」では、絶望的な気持ちを傾聴する。死を思うほどの深刻な問題を抱えた子どもに対しては、<u>子どもの考えや行動を良し悪しで判断するのではなく、そうならざるを得なかった、それしか思いつかなかった状況を理解しようとする必要があります。</u>そうすることで、子どもとの信頼関係も強まります。とされています。A君の「責任を取ります」という言葉に対し「そんなに簡単にすますな」と言ったY教員の言葉はA君にとって<u>どういう意味を持つのか記述するべきである。</u></p>
31	分析評価の記載なし	<p>① 14ページ当日の掃除中にA君は「やばい」とずっと言っていた。</p> <p>② 16ページ「どしたん?」「何回か聞くが、話をしない」様子</p> <p>③ 16ページ「自分が馬鹿だからです。」</p> <p>④ 17ページ「先生に諦められている。何もできません」</p> <p>⑤ 17ページ「責任をとります。」</p> <p>⑥ 17ページ「分かりません。」</p>	<p>A君の発した左記の言葉が分析評価されていない。<u>自殺に至った原因を調査するにはA君発した言葉や様子から心理状態を探る必要があるのではないのか、</u>左記のA君の発した言葉が何を示しているのか分析評価が必要である。そこを分析評価しなければ真の原因はつかめないのでは無いのか。</p>

3 2	分析評価の記載なし	記述なし	当日の指導において、A君たちが遊んでいる状況から、4人の教員の叱責、最終的に部活停止という指導内容が妥当だったのか、適切だったのか、分析評価した結果が記述されていない。また、どのような指導が必要だったのか再発防止に向けて具体的に示すことが必要である。
3 3	4 まとめ (2 2ページ)	当該生徒が死に至った背景・要因は、「以上に挙げた事情が複雑に関係しており、その一部だけが決定的要因になったと特定することは困難であると判断した。」	(4) 自殺当日の指導の記述を見ると、この日はじめて自殺を考えるに至った時期はZ教員の指導後ということになる。W教員からの指導により自殺につながる要因の一つとして取り上げている「 <u>所属感の減弱</u> 」に陥っている。また、A君がロープをいじっていたことから、この時点で <u>縊首を考えた可能性が高いと判断されている</u> ことから、 <u>当日の指導が決定的要因になっていると容易に判断できる</u> 。この指導がなければ亡くなっていないということでは無いのか。指導の問題点は何なのかしっかりと記述されるべきである。
3 4	(2 2ページ)	指導に当たった個別の教員の達における自殺へと至る寄与度の大小を細かく判定することはできなかった。	はじめに吉中委員長が「責任追求をすることを目的とするものではない。」と記述しており特にその判定は必要ないと考える。直接の因果や責任を追求することにより、背景要因が見えにくくなっていると思われる。
3 5	(2 2ページ)	しかしながら全体として見ると、当日の一連の指導と自殺の発生との間には、他の日立った介入事情を確認することができず、自殺の発生がこの一連の指導と関連性を有することは明らかであると思われる。	「他の目立った介入事情は確認することができず、自殺の発生がこの一連の指導と関連性を有することは明らかである。」と、「当該生徒が自殺に至った背景・要因は、以上に挙げた事情等が複雑に関係しており」という言葉に矛盾がある。
3 6	(2 3ページ)	死の発生までを予見できたかという点については、当時の教員達にとっては困難なことであったと推察される。	この判断は、息子が自死した背景・要因と無関係であり、 <u>調査委員会が判断できる内容ではない越権行為である</u> 。「予見できなかったこと自体は要因である」と思われるので、「どこで気づける可能性があったのか、どうすれば予見できたか」という観点から記述されるべきである。 <u>それを示さなければ再発防止に繋がらない</u> 。
3 7	(2 3ページ)	Y教員は、その状況から判断して、最も生徒の自殺企図に気づける可能性が高かったものと思われるが、W教員から指導を引き継いだ際に、それまでの指導の経緯や意味について十分理解していたかどうか疑わしい上に、自殺に与えた原因力という点では、ほとんど意味を持つ指導を行っていない。	それまでの指導の経緯や意味について十分理解せず指導を続けたこと、 <u>A君に寄添い傾聴するような関わり方ができなかったことが問題</u> と考え記述するべきである。「自殺に与えた原因力という点」という言葉は、 <u>明らかに責任追求を意識している</u> 記述である。
3 8	(2 3ページ)	一連の指導は、生徒指導上の適正且つ適切な理由に基づいて行われたものである	それぞれの教員の指導が適正且つ正当な理由とは何なのか不明である。具体的に記述が必要である。 <u>その理由と指導内容が合致しているのかが大きな問題であり、その結果、A君が亡くなっている</u> 。
3 9	(2 3ページ)	「責任を感じた」A君が	(4) 自殺当日の指導では「 <u>責任を感じた</u> 」記述はない。この指導において他人に迷惑を掛けた形跡はなく、当日の指導においてどんな責任を感じたのか不明である。
4 0	(2 3ページ)	それ以前にSOSを出していたものの最後まで誰にも心を開いて相談することができず	参考資料№28「教師が知っておきたい子どもの自殺予防(文科省)」には <u>信頼感のない人間関係では、子どもは心のSOSを出すことができません</u> 。と記述されている。A君は3回もSOSを出していることからすると「 <u>心を開いている</u> 」ということである。4人の教員に続けて指導されており、部活にも参加させてもらえず他の生徒から隔離された状態となっており <u>物理的にいつ相談できたのか疑問である</u> 。他の部員と一緒に下校していれば相談できたかもしれない。 <u>SOSを出したが誰も気づけなかったことが問題とされた記述がない</u> 。これでは再発防止にならない。
4 1	(2 3ページ)	心理的視野狭窄状態となり思考停止状態に陥り、自分なりに決着を付けようと考えた結果もたらされたものであると結論づけられる。	「心理的視野狭窄状態となり <u>思考停止状態に陥った</u> 」事と、「 <u>自分なりに決着を付けようと考えた</u> 。」という記述は『矛盾』しており結論になっていない。
4 2	おわりに	延べ約30名の関係者への聞き取りや、関係生徒、保護者及び教職員約410名へのアンケート実施等、多くの関係者の協力による情報収集を行い、彼が死に至った経緯、また、背景要因等を客観的・総合的に分析評価を行った。調査・協議に要した時間は約80時間に及んだ。	<u>聴取人数は23名で内生徒11名(野球部員9名、2名)</u> である。これでは <u>生徒の人数が少なすぎる</u> 。大津のいじめ調査委員会は生徒を中心に56人96時間にも及びその回数は62回にも及んでいる。それに比べると当調査委員会の聞き取りは23名でその内生徒は11名と限られており、当事者である学校の教員を中心に行われており決して幅広い調査が行われたとはとても言える状態ではない。また、量的・質的に十分な情報が得られたのか疑問が大きく残ります。
4 3	おわりに	本報告をまとめるに当たっては、彼の内面に寄り添い、それを受け止める人がいれば、彼が自殺を選択することを防げたかもしれないという思いが強く残る。その意味で、教員一人一人や学校組織が適切な指導を行うことは今後ももちろん大切であるが、その場合であっても、 <u>必ずどこかに逃げ場を用意し、決して追い詰めずその人格とプライドを尊重し、適切なフォローアップを行うことは、思春期の子どもたちへの教育を考える際に、極めて重要な視点</u> であると思われる。	分析評価するうえで、思春期の子どもとしての特徴、A君個人の特性とは考えて分析評価されるべきである。この報告書では思春期の子ども の特性 が全てA個人の特性として述べられている。 <u>思春期の子どもの特性からも指導における課題を分析評価し提言を行わなければA君個人の特性として判断されてしまい再発防止にならない</u> 。
4 4	おわりに	東広島市における質の高い教育は、 <u>教員一人一人が熱い情熱をもって適切に指導に当たっていることの成果</u> であって、こうした点を顧慮し、生徒・教職員間のコミュニケーションを豊かにしていくことで、いつそう質の高い教育水準が達成されることが期待される。	この記述は、自殺防止に何か関係あるのが、 <u>生徒指導がきっかけで息子が亡くなった結果を副委員長はどう考えているのか疑問</u> である。

45	おわりに	この調査では、必要な資料の提供やアンケートの実施、関係者聴取等で、 <u>学校や教育委員会からは惜しみない援助と協力を頂いた。</u> 彼らは決して事実を包み隠すことなく、事態を真摯に受け止め、不眠不休の状態での事態に向き合ってこられた。 <u>彼らの協力がなければ、外部者である調査委員会の歩みはさらに遅く、またその結論は誠に不確実で不十分なものとなったであろう。</u>	左記の記述は <u>中立的な立場の委員から述べられているとは考えられない。</u> 結論まで及ぶ彼らの協力とは何なのか？アンケート回答率が53%の学校や教育委員会を褒め称える理由は何なのか疑問である。心を痛めてる中で勇気を出して証言してくれた生徒さんやその保護者への配慮に欠けている。気づき、救えなかったことに対し自責の念を持たれている生徒さんもいるかもしれない。不眠状態にもなったかもしれない。そのフォローの言葉が無いのは寂しい。
46	資料	記載なし	遺族が提出した資料が記載されていない。とても中立・公平だとは思えない。